

／ 保育士等奨学金返済支援事業 ／

★事業の概要

保育士資格や幼稚園教諭免許状の取得に奨学金制度を利用し、本人が返済している場合、返済額の半額を支援します。（月額 7,000 円が上限、最長 7 年）

★対象となる人

以下の①～⑦にすべて当てはまる人

- ① 姫路市内の私立保育所・認定こども園で保育士または保育教諭として勤務している人
- ② 雇用契約において、労働時間が「月 120 時間以上」と定められている人
- ③ 保育士資格または幼稚園教諭免許状を取得するために要した奨学金を本人名義で返済している人
- ④ 勤続年数が 7 年未満の人
- ⑤ 現採用前 1 年以内に市内の他の保育施設で保育士として勤務していない人
- ⑥ 申請年度の 3 月末まで勤務し、翌年度も勤務する意思がある人
- ⑦ 過去に本事業や、他の類似した補助事業の対象になっていない人

★支給される金額

以下の①、②のいずれか少ない額

- ① 事業者（勤務先）が支給する額
 - ② 返済した奨学金（年額）の 2 分の 1 の額
- ※1,000 円未満は切り捨て
※7,000 円×勤務月数（申請年度）が上限額



★申請に必要なもの

- ・奨学金の貸与及び返済計画を証明する書類（貸与証明書など）
- ・保育士証・幼稚園教諭免許状の写し（両方持っている方は両方）
- ・その他申請書類（※事業者（勤務先）の指示に従ってください。）

申請は事業者（勤務先）を通じておこなっていただきますので、事業の利用を希望される方は事業者（勤務先）へご相談ください。